別表2（交付要綱第3条第2項関係）

|  |  |
| --- | --- |
| 業種区分 | 細分類・細目 |
| 農業 | ただし、次の業種は対象となる。  ・かいわれ大根製造業（苗床栽培方式で、工場的生産設備を有するもの）  ・きのこ製造業（菌床栽培方式で、工場的生産設備を有するもの）  ・荒茶・仕上茶製造業（生産加工設備を有するもの）  ・蚕種製造業（生産加工設備を有するもの）  ・鶏卵の人工ふ化業（人工ふ卵設備を有するもの） |
| 林業 | ただし、次の業種は対象となる。  ・素材生産業（一般材・パルプ材・くい丸太等、立木を購入し、伐木として主として素材のまま販売するもの）  ・素材生産サービス業（素材生産請負業等）  ・林業サービス業（薪製造、炭焼請負等製造加工設備を有するもの） |
| 漁業 | ただし、次の業種は対象となる。  ・真珠養殖業（養殖から加工まで一貫作業として行っているもの） |
| 風俗営業・飲食業 | ただし、次の業種は対象となる。  ・食事の提供を主目的とするもの並びに衛生水準を高め、及び近代化を促進するもの  ・風俗営業飲食業保証制度に該当するもの |
| 金融・保険業 | ただし、次の業種は対象となる。  ・保険媒介代理業  ・保険サービス業（損害査定業等） |
| 公務 |  |
| サービス業 | 特殊浴場業（性風俗特殊営業のもの）  興信所（個人の身元、身上、素行、思想調査等を行うもの）  易断所、観相業  相場案内業（けい線屋）  競輪・競馬等の競走場  競輪・競馬等の競技団  パチンコホール  スロットマシン場  ビンゴゲーム場  射的場  芸ぎ業（置屋及び検番を除く。）  場外馬券売場  場外車券売場  競輪・競馬等予想業  性風俗特殊営業  芸ぎあっせん業  集金業、取立業（公共料金に係るものを除く）  政治・経済・文化団体  宗教 |